

議長／皆さん、おはようございます。

ただいまより平成 27 年 1 月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

これよりただちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 1 号議案から第 11 号議案までの 11 件、報告第 1 号及び選挙第 1 号から第 3 号までの 3 件を一括上程いたします。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、議会運営委員長の答申を求めます。

山口昌宏議会運営委員長

山口昌宏議会運営委員長／おはようございます。

平成 27 年 1 月 武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1. 会期及び会期日程について、第 2. 付議事件の委員会付託の要否について以上 2 項目であります。

本臨時会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました、事件議案 2 件、予算議案 4 件、人事案件 5 件、報告 1 件であります。

このことについて協議いたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

また、杵藤地区広域市町村圏組合、杵島工業用水道企業団、佐賀県西部広域環境組合の 3 団体の議会の議員の選挙を行うべき事由が生じており、本臨時会において、当該選挙を行うことと決定いたしました。

以上のことを考慮し、会期は、本日 29 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 29 日の 1 日間と決定いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 29 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、9 番 石橋議員、12 番 古川議員、16 番 宮本議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／平成 27 年 1 月武雄市議会臨時会の開会にあたり、まず一言、ごあいさつ申し上げます。

この度、武雄市の多くの皆様の信託を受け、市政を担当させていただくこととなりました。

まさに、身の引き締まる思いでこの場に立っております。

私は、武雄市を「次へ、前進」という思いのもと、市民の皆様のお役に立てるよう最大限の努力を払う覚悟であります。

どうか、議員の皆様も市政の発展と市民生活の向上のため、格別のご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、事件議案の「中山(下)ため池改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」は、設定変更により契約金額が、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定する金額の 1 億 5,000 万円以上となったため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、予算議案の「平成 26 年度 武雄市一般会計補正予算(第 7 回)」は、新庁舎建設に伴う用地及び補償費並びに橋公民館の建替えのための設計の委託経費をお願いするものであります。

また「平成 26 年度 武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 4 回)」は、競輪場の大規模改修を行うための設計の委託経費をお願いしています。

「財産の処分について」につきましては、武雄北方インター工業団地用地約 12 ヘクタールを、大同メタル工業株式会社に売却するため、武雄市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

これに関連しまして、「平成 26 年度 武雄市一般会計補正予算(第 8 回)」及び「平成 26 年度 武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 3 回)」の予算議案 2 件をお願いしています。

人事案件といたしまして、2 月 1 日から新たに 5 名の教育委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 4 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いしております。

このほか、専決処分について、ご報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申しあげます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第4 第1号議案 中山(下)ため池改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山下営業部理事

山下営業部理事／おはようございます。

第1号議案、中山(下)ため池改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、補足説明を申しあげます。

議案書の1ページをお願いをいたします。

この議案につきましては、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、長崎新幹線整備工事にかかる工事といたしまして、鉄道運輸機構からの委託工事として進めている工事でございます。

工事名、中山(下)ため池改修工事、工事場所につきましては、武雄市東川登町大字袴野鶴鳥地区に位置しております。

この工事につきましては、平成25年10月30日に1億3471万5000円で、松尾・橋口建設共同企業体と契約を締結いたしまして、工事に着手をしております。

平成26年3月14日に消費税率の変更により、384万9000円を増額いたしまして、変更点(?)契約額、1億3856万4000円で事業を進めています。

今回の、鉄道運輸機構との協議によりまして、停滞工事の施工方法、またため池内の泥土の搬出など追加工事が生じましたので、変更契約額3219万4800円を増額いたしまして、変更後の契約金額1億7075万8800円へ変更をお願いするものでございます。

工期につきましても、工事費用が増加したことにより、平成27年3月20日まで延長することにしています。

財源につきましては、すべて鉄道運輸機構が負担をすることになっております。

なお、***につきましては、一部平面図、3ページに建設工事変更請負仮契約書、4ページ以降に、当初契約書と変更契約書を添付しています。

御参照いただきたいと思います。

以上、補足説明を終わらせさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第1号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

／なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第7回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾政策部長

松尾政策部長／おはようございます。

第2号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第7回)について説明を申し上げます。

今回の補正については、新庁舎の建設に伴う用地購入費、補償費及び国の経済対策で措置された補助金を活用しまして、橋公民館建設に要する実施設計業務委託料等をお願いいたします。

補正予算書1ページお願いします。

第1条の歳入歳出補正では、歳入歳出の総額に6億9263万4000円を追加し、補正後の金額を250億8983万3000円とするものでございます。

第2条では橋公民館建設事業について繰越明許費の追加を、第3条では新庁舎建設及び橋

公民館建設に伴う地方債の策定をお願いいたしております。

内容については、予算説明書の(4)ページをお願いいたします。

2款総務費では、新庁舎建設事業の用地購入費 4億 7301万 4000円、補償費 2億 462万 6000円を、10款教育費では、橋公民館建設事業の実施設計業務委託料等 1706万 3000円をお願いいたしております。

予算説明書の(3)ページのほうでは、その財源として県補助金、基金繰入金、市債を計上しております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長／第2号議案に対する質疑を開始いたします。

質議ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／新庁舎の建設事業用地の＊＊＊について資料配付(?)をいたしましたが、この中で関係する団体や、関係者の皆さんとの了解はどのようになっていますか。

それが1点と、この位置図の東側にある小さい黒い(?)、そのこととあわせて御説明お願いします。

議長／平川つながる部長

平川つながる部長／ご質問2点、頂戴をいたしました。

四角に囲まれた位置図のほうの黒枠の中の関係者の了解ということですが、予算が伴う事案ですので、基本的にはこの予算の議決を持って、その後具体的な話し合いをさせていただくということになりますが、地権者の方々については市の考え方をお伝えしています。

それから東側の小さい地域、枠も含めて用地取得の対象ということで想定をいたしております。

以上でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／26日、全議会(?)を招集されて、その質疑の中で…。

議長／静かに、静かに。

23番 江原議員

質問を続けてください。

江原議員／26日の＊＊＊協議会の中で審議にしたわけですけれども、関係者の協議があつてることを言わされました。

当然予算に伴うことですから、予算を伴って提出となつていいでしょうから、その経過について今説明いただいたと同時に、2点目の西側、東側の基準(?)は、それは今現在どういう状況ですか。

農協、団体の敷地、それとも個人の敷地か。

議長／平川つながる部長

平川つながる部長／ご質問の位置図の右側については、大きい囲みがございますがその関係者の所有ということでございます。

現在は駐車場として使用されている現況にございます。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより、第2号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第2号議案は議案のとおり可決されました。

日程第6 第3号議案 平成26年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第4回)についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

北川営業部長

北川営業部長／おはようございます。

第3号議案 平成26年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第4回)について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、昨年6月議会でお願いをしました競輪場改修の基本計画がまとまりましたため、引き続き実施設計にかかる設計業務委託料等をお願いするものでございます。

予算説明書の(2)ページをごらんいただきたいと思います。

第1款競輪事業費では、競輪場施設改修設計業務委託料5500万円、地質調査委託料500万円をお願いしています。

なお財源として、予備費で調整しております。

またこの業務につきましては、年度をまたぎますので繰越明許費とするものでございます。以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願ひいたします。

議長／第3議案に対する質疑を開始いたします。

質議ございませんか。

／なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより、第3号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

友廣営業部理事

友廣営業部理事／おはようございます。

第4号議案、財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案書(その2)の1ページ。

この議案につきましては、武雄北方インター工業団地の用地を大同メタル工業株式会社に売却するもので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

大同メタル工業とは、本年1月23日に土地売買仮契約書を締結しています。

処分の内容ですが、1. 処分する財産は、土地5筆(ふで)で、合計面積は12万7516平方メートルとなっております。

2. 処分の価格は、16億8176万1000円であります。

3. 処分の相手方は、名古屋市の大同メタル工業株式会社でございます。

議案仕様の1ページに1図、2ページから6ページにかけて、土地売買仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、大同メタル工業株式会社におかれましては、用地取得後、今年7月に工場建設に着手され来年6月、操業開始を予定されていると聞きおよんでおります。

以上で第4号議案、財産の処分について、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第4議案に対する質疑を開始いたします。

質議ございませんか。

／なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより、第4号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第5号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第8回)及び日程第9 第6号議案 平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第3回)についてを一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

友廣営業部理事

友廣営業部理事／それでは補足説明を申し上げたいと思います。

関連いたしますので、まず、第6号議案 平成26年度 武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算書(第3回)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページですが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億4537万6000円を追加し、補正後の総額を21億539万4000円とするものでございます。

あわせて、第2条、地方債につきましては、全額を減額補正するものでございます。

次に補正予算説明書の(3)ページをご覧ください。

中段の4款財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入として、第4号議案の財産処分にともなう大同メタル工業株式会社からの土地売払収入16億8176万1000円を計上しております。

5款市債、1項市債、1目工業団地整備事業債、及び2款の繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、12月議会において、本年3月に償還期限を迎える、起債の償還にあたり、起債の借り換えにより対応することで、予算をお願いしていましたが、今回の売払収入をもって、起債を償還することに変更しましたので、減額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、(4)ページをご覧ください。

2款公債費、1項公債費、2目元金につきましては大同メタル工業からの売払収入をもって起債を繰り上げ償還するものでございます。金額につきましては、売払収入から12月補正でお願いしています、償還期限が本年3月となっている、起債の残高を控除した額をお願いしております。

次に第5号議案 平成26年度一般会計補正予算(8回)について補足説明を申し上げます。

補正予算説明書の(2)ページをごらんください。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、28節操出金として、先ほど説明いたしました、平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第3回)との関連で、特別会計の繰り出し金8万5000円の減額をお願いをしています。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長／第5号議案及び第6号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質議ございませんか。

／なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第5号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより、第5号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

これより、第6号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第6号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第7号議案 教育委員会委員の任命についてから日程第14 第11号議案 教育委員会委員の任命についてまでの以上の5件を一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。

小松市長

小松市長／第7号議案から第11号議案、教育委員会委員の任命に関する一括説明申し上げます。

武雄市教育委員会の委員の定数については、平成26年9月武雄市議会定例会において、10人とする条例が可決されております。

これを受け、10月1日から10月27日にかけ、新たに教育委員会委員候補5名を広く募集しております。

第一次選考には18名の応募があり、1月17日の第二次選考会を経て、岡本 忠裕(おかもと ただひろ)さん、森 恵理子(もり えりこ)さん、犬走 智英(いぬばしり ともひで)さん、奥川 由美子(おくがわ ゆみこ)さん、貝原 恵(かいはら めぐみ)さん、以上5名の候補者を選考いたしました。

つきましては、これらの候補者を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお任期につきましては、平成27年2月1日からそれぞれ1年から4年をお願いするものでございます。

各候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。
どうか、よろしくお願ひいたします。

議長／第7号議案から第11号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16番 宮本議員

宮本議員／委員さんのですね、任期についてはそれぞれということですけども、それぞれの決め方について、ちょっとお尋ねします。

議長／松尾政策部長

松尾政策部長／教育委員の任期につきましては、基本的に法で4年ということになっておりますけども、こういうふうに複数名、一括して選考する場合につきましては、その年限も考慮して1年～4年というふうなことで規定をされております。

そういったことで、現在教育委員さんとしていらっしゃる方、あるいは今回新たにお願いをする方、そういった計10名の方の全体的な年齢なり、地区なり、男女の別なり、こういったことを総合的に勘案をさせていただきまして、それぞれ1～4年というふうに、設定をさせていただいております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／応募が18名あって、募集枠が5名と。

この教育委員の選考にあたっての基本的な観点というのは、どういう形でのものですか。
選んでおられるのか。

議長／答弁は慎重に。

松尾政策部長

松尾政策部長／18名という多くの方にご応募いただきました。

ありがたいというふうに思っております。

選考させていただく過程におきましては、一番はやはり教育に対する思い、そういったもの、あるいはこれまでの教育に関してのご経験とか、そういうことをお話を聞いたりですね、そういうことをいたしまして選考をさせていただいております。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第7号議案から第11号議案までは所管の常任委員会付託を省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第7号議案から第11号議案までは所管の常任委員会付託を省略をいたします。

これより討論及び採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

まず最初に、第7号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

採決を行います。

第7号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第7号議案、すなわち岡本 忠裕(おかもと ただひろ)氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第8号議案について討論を開始いたします。

／なし

討論をとどめます。

第8号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第8号議案、すなわち森 恵理子(もり えりこ)氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第9号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

第9号議案 教育委員会委員の任命について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第9号議案、すなわち犬走 智英(いぬばしり ともひで)氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第10号議案について討論を開始いたします。

／なし

討論をとどめます。

第10号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第10号議案、すなわち奥川 由美子(おくがわ ゆみこ)氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第11号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

／なし

討論をとどめます。

第 11 号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第 11 号議案、すなわち貝原 恵(かいはら めぐみ)氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 15 報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

森まちづくり部長

森まちづくり部長／おはようございます。

報告第 1 号、専決処分の報告についての補足説明を申し上げます。

議案書 2 ページをご覧ください。

市営住宅の管理上必要な即決和解が成立しましたので、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、平成 26 年 12 月 16 日に専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告するものであります。

今回の和解の相手方につきましては、3 ページの別表をご参照ください。

和解の条項要旨については、滞納家賃の支払義務を認め分納にて支払う。

滞納家賃の支払いを 2 回以上、当月分の支払いを 3 回以上怠ったときは、契約解除を行い、市営住宅を退去する。

契約解除後、退去しない場合は強制執行を行う。

退去後未払い家賃については一括で支払い、できない場合は強制執行により財産の差し押さえが可能となることなどを、裁判所において両名と確認し、即決和解が成立しましたので報告します。

よろしくお願いいいたします。

議長／報告第 1 号に対する、質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

／なし

質疑をとどめます。

報告第1号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第16 選挙第1号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が管理者に選任されましたので、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定に基づき、本会議において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

組合議員に武雄市副市長 前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました、前田敏美君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長 前田敏美君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

日程第17 選挙第2号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵島工業用水道企業団規約第5条第1項第2号の規定に基づき、本会議において、武雄市職員のうちから1名の企業団議会議員の選挙を行うものです。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選することに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

規約第5条第1項第2号の規定に基づく議員に武雄市副市長 前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長 前田敏美君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長 前田敏美君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

日程第18 選挙第3号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が副管理者に選任されましたので、佐賀県西部広域環境組合規約第6条第2項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

組合議員に武雄市副市長 前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました、前田敏美君を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

／異議なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長 前田敏美君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

20番 牟田議員

牟田議員／すみません。

議会としての対応、議長としての対応、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、先の市長選が行われましたときの、立候補者予定説明会。

選挙というのは、日本は民主主義の国ですけども、民主主義の根幹の更に根幹で、そういう中の立候補説明会で、当該議員がサンタクロースの格好で。

これはですね、そして出る気がなかったと、そういう中でどのような対応を、議会、議長はされたのか。

これは相当な、われわれの選挙ではすべて、この議会というのは選挙で選ばれているので、

そういうふうなもので、どのような対応を取られたのか1点。
もう1点はこれも先の…。

議長／静かに。

牟田議員／あなたもしてるじゃない、いつも。

議長／静かに。

牟田議員／すみません、ちょっと静かにしてください。

議長／静かに。

牟田議員／2点目は、先のこれも12月のときですけども、応酬審議会による応酬の件で議会にかかったとき、マスコミ報道において、有名になったからということで新聞に載りました。

賛成討論の中の議事録みても、有名になったからというのは、ひと言も書いてない、言つておりません。

さらに、有名になったからということで、皆さん方ここにいる議員が賛成したということになっております。

そういう中で、さっきのキッズライブラリーの件に関してもそうですよね。

曲解して伝えられている。

そういうことが今後ないよう、議会としてどのような対応をとったのか、この2点をお伺いしたいと思います。

議長／ただいまの議事進行についてですが、みなさま御承知のとおり、議会開催中であれば、議会としてのいろんな対応ができます。

懲罰委員会とか懲罰討議とか、議論だされるわけですけども、まだ未開要件(?)ということです。

開会中で3日以内にいろんな対応をするということですけども、今回のサンタクロースの格好された件については、議会外の対応ということで、私からいろんな対応はできないという状況でございます。

しかし、市民の皆さんから、事務局も迷惑するくらいにいろんな苦情の電話が掛かってきております。

そういうことで本人も、なんでそういう格好をしていったのか、お聞きしました。

選管がいいといわれたと、どういう服装でもよいと、誰でもきていいと言われたと。

しかしあなたも議会に籍をおくからには議員としての厳正な対応が必要なんじやないですかということを、今本人には申しつけております。

またいろんな対応を選管もされてるんじやないかと思いますので、私が議長としての対応はこれぐらいしかできないのではないかと。

あとは、議員の皆さん方でいろんな話し合いをしながらですね、いろんな意見を聞きたいと、このように思っています。

また、議員の報酬アップについてマスコミに報道された件についても、市長本人の意はこういうところではないというようなことも、マスコミ等で報道されたということに関して、議員のほうからいわれましたので、私としてそういう抗議ができるのかはわかりませんけど、ただ本人の意ではないですということだけは、事務局を通じて申し出は出していただいております。

以上です。

これをもちまして、平成 27 年 1 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうもおつかれさまでした。